

別記第7号様式（第6条関係）

（第1片）

（表）

荒川区保健所長 殿		〇〇 年 〇 月 〇 日	
開設者		住 所	東京都荒川区荒川〇丁目〇番〇号 医療法人社団〇〇会
		氏 名	理事長 荒川 太郎
		電話番号	03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
		ファクシミリ番号	03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
		〔法人にあっては、名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名〕	
診療所（歯科診療所又は助産所）開設届			
〇〇 年 〇 月 〇 日付け 〇荒健衛 第 〇〇 号で開設の許可を受けた診療所（歯科診療所又は助産所）を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。			
記			
1 名 称	医療法人社団〇〇会 〇〇診療所		
2 開 設 の 場 所	荒川区 荒川 〇 丁目 〇 番 〇 号 〇〇ビル〇階 〇号室 電話番号 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 ファクシミリ番号 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
3 開 設 年 月 日	〇〇 年 〇 月 〇 日		
4 管 理 者	現 住 所	東京都荒川区町屋〇丁目〇番〇号 〇〇マンション 〇号室 電話番号 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 ファクシミリ番号 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	氏 名	荒川 太郎	
	臨床研修等修了 登 録 年 月 日	〇〇 年 〇 月 〇 日	確認欄
	免許証番号及び 登 録 年 月 日	第 〇〇 号 〇〇 年 〇 月 〇 日	確認欄
5 診 療 日 時	月、火、水、木、金 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇		

（日本産業規格A列4番）

(第1片)

(裏)

6 診療に従事する医師（歯科医師）の氏名、担当診療科目、診療日時及び医籍の登録事項					
氏 名	担当診療科目	診 療 日 時	医 籍 の 登 録 事 項		確認欄
			臨 床 研 修 等 修了登録年月日	免 許 証 番 号 及 び 登 録 年 月 日	
荒川 太郎	〇〇科、△△科	月、火、水、木、金 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	〇〇 年 〇 月 〇 日	第 〇〇 号 〇〇 年 〇 月 〇 日	
荒川 花子	〇〇科、△△科	火 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	〇〇 年 〇 月 〇 日	第 〇〇 号 〇〇 年 〇 月 〇 日	
			年 月 日	第 号 年 月 日	
			年 月 日	第 号 年 月 日	

7 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時			
氏 名	勤 務 日 時	免 許 証 番 号 及 び 登 録 年 月 日	確認欄
		第 号 年 月 日	
		第 号 年 月 日	

8 嘱託する医師又は病院若しくは診療所（分娩を取り扱う助産所に限る。）					
嘱託 医 師	氏 名				
	住 所	電話番号 () ファクシミリ番号 ()			
	診療科目				
	臨床研修等修了登録年月日	年 月 日		確認欄	
	免許証番号及び登録年月日	第 号 年 月 日		確認欄	
上記の嘱託医師に代 えて定めた嘱託医療 機関	名 称				
	所在地				
	診療科目				

8の2 嘱託する新生児への診療を行うことができる病院又は有床診療所（分娩を取り扱う助産所に限る。）		
嘱託医師による対応 が困難な場合のため に定めた嘱託医療機 関	名 称	
	所在地	
	診療科目	

9 医療従事者（薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線（エックス線）技師等）				
職 種	氏 名	免許登録年月日	登 録 番 号	確認欄
看護師	町屋 花子	〇〇 年 〇 月 〇 日	第 〇〇 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	

(第2片)

10 その他の従事者			
事 務 員	看護助手	そ の 他	計
1 名			1 名

11 添付書類

(注2・3)

- 1) 管理者の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書
(注2・3)
- 2) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し
- 3) 業務に従事する助産師の免許証の写し
(注2)
- 4) 分娩を取り扱う助産所については、省令第15条の2第1項に規定する病院若しくは診療所において産科若しくは産婦人科を担当する医師に嘱託した旨を確認することができる書類及び当該医師の臨床研修等修了登録証の写し並びに免許証の写し又は同条第2項に規定する診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する病院若しくは診療所に嘱託をした旨を確認することができる書類
- 5) 分娩を取り扱う助産所については、省令第15条の2第3項に規定する診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に嘱託した旨を確認することができる書類

(注1) 臨床研修等修了登録証写し及び免許証写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

(注2) 平成16年4月1日現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって平成16年4月1日以後に医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。）第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。

(注3) 平成18年4月1日現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けた者は、一部改正法第3条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。